

主な改定内容

○土木工事共通仕様書

番号	改定内容	掲載 P	備考
1	法令、基準、通達類の更新		
2	従前より共通特記により規定していた内容を第 1 編第 1 章第 2 節に集約	1-31~	1-1-2-1 ~
3	工事写真の項目にデジタル工事写真の黒板情報電子化について追記	1-3	1-1-1-2
4	コリンズ登録時の監督員の確認方法をコリンズから送信されるメールに限定	1-6, 7	1-1-1-5
5	工事の一時中止に係る基本計画書の作成の項目を追加	1-10	1-1-1-13
	理由：一時中止期間中の現場の維持や安全確保のため、一時中止期間中の現場の維持・管理に関し、必要に応じ、受注者が基本計画書を提出し発注者の承諾を得ることとした。		
6	建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムの項目を追加	1-13	1-1-1-19
	理由：建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）の廃止に伴う変更及び建設発生土情報交換システムの利用開始に伴う変更。		
7	検査日の通知を検査日の連絡に変更	1-14, 15	1-1-1-20 1-1-1-21
8	特定調達品目の項目を追加	1-22	1-1-1-30
9	県内開発建設技術の優先使用についての項目を追加	1-33	1-1-2-6
	理由：制度創設による新設（令和元年 8 月 1 日から適用）		
10	建設発生土の搬出方法について修正	1-34	1-1-2-9
	理由：建設発生土を処分場へ搬出することとしている工事について、受注者が選択できる搬出先の範囲を明記。		
11	監督員から不合理な指示があった場合等の対応についての項目を追加	1-38	1-1-2-18
12	H30.1 版の第 1 編第 1 章第 2 節を削除（共通特記選択編で個別に対応）		
13	適用すべき諸基準に生産性向上に係るガイドラインを追記	1-56, 57	
14	コンクリート二次製品標準図集（案）の項目を削除	2-25	2-2-7-3
15	切羽監視責任者の配置の項目を追加	10-61	10-6-4-1
	理由：山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの改正（平成 30 年 1 月 18 日厚労省）に伴う追加。		
16	その他書基準の改訂に伴う改正等		

○施工管理基準（出来形管理基準）

番号	改定内容	掲載 ページ	備考
1	情報化施工の項目、3次元データによる出来形管理の項目に基準類を追加	3	
2	施工箇所が点在する工事の項目を追加	3	
3	ICT 施工の基準類の追加に伴う各出来形管理基準の新規制定、改定		
4	固結工（中層混合処理）の出来形管理基準の追加	I-103	
5	管体基礎工の出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準を追加		